

令和 5 年 8 月 2 3 日
保健福祉局障害福祉企画課

「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例の一部改正について（諮問）」に対する意見、検討内容及び答申（案）について

1 「周知・啓発」に関すること

意見や要望
<p>ア <u>基本方針が変更され、共生社会の実現のためには、障害のある人に対する障害を理由とする差別は解消される必要があること、そのような差別が本人のみならずその家族等にも深い影響を及ぼすことについて、国民一人一人が認識する必要があるなど、啓発活動の重要性について新たに明記された。条例改正の検討事項に「啓発」に関する事項を追加すべきではないか。</u></p> <p>イ 法や条例改正内容等の周知方法については、メール等だけではなく市のホームページでも周知を行っていただきたい。</p> <p>ウ 市民センターなどで、障害の理解等に関する啓発活動を行う機会もあるが、<u>障害のある人やその家族に対する理解はまだまだといった状況である。市として啓発活動を支援していただきたい。</u></p>
担当課検討内容
<p>ア <u>啓発活動の推進については、条例第 2 1 条において、事業者及び市民の障害及び障害のある人に対する理解を推進するため、市は、障害者団体と協働して必要な啓発活動を実施すると規定しています。条例改正の検討事項としては、原案どおり変更することは検討しておりませんが、基本方針に新たに、差別の解消が必要であること等について、国民一人一人が認識する必要性が記載されたことを鑑み、引き続き、市政だよりや市ホームページへの掲載や出前講演等の研修の実施など、様々な啓発活動に取り組んでまいります。</u></p> <p>イ メール配信による周知と合わせて、市ホームページにおきましても、条例の趣旨を掲載し、また、内閣府のホームページとのリンクを行うなど情報の発信を行っており、今後も継続して実施してまいります。</p> <p>ウ <u>今後も、市政だよりや市ホームページでの広報や、研修や障害者団体と協働して実施する出前講演等を実施してまいります。また、SNS の活用など時代に即した新たな啓発手段について検討し、効果的な啓発に繋がるよう取り組んでまいります。</u></p>
協議会からの答申（案）
<p>共生社会の実現のためには、障害のある人に対する障害を理由とする差別は解消されなければならないこと、また障害を理由とする差別が本人のみならずその家族等にも深い影響を及ぼすことを市民一人一人が認識することが不可欠であることを十分に意識し、啓発活動に取り組むこと。</p>

2 「専門相談員の育成」に関すること

意見や要望
ア 専門相談員とは、具体的に誰を指すのか。 イ <u>専門相談員の育成については、今後どのように取り組んでいくのか。</u> ウ <u>専門相談員だけではなく、相談業務に関わる職員全体の育成に取り組んでいただきたい。</u>
担当課検討内容
ア 保健福祉局障害福祉企画課内の障害者差別解消相談コーナーに配置している相談員（会計年度職員）1名を指しております。 イ 法改正により、国・地方公共団体の連携強化や相談対応を担う人材の育成についての責務が明確化されました。現在、内閣府で相談窓口職員向けマニュアルの作成作業が進められており、本市もマニュアル作成の検討会のメンバーとして協力を行っているところです。 <u>相談員の育成に関しましては、内閣府が作成するマニュアル等を活用しながら、専門相談員のスキルアップを実施してまいります。</u> ウ 専門相談員一人では解決が困難な場合は、担当係内で、対応方法を検討するなどし、組織的な対応を行っております。 <u>今後も、専門相談員のスキルアップを図ると同時に、関係するその他職員の育成についても念頭に置きながら相談業務を遂行してまいります。</u>
協議会からの答申（案）
相談対応を行う人材およびその関係職員が、公平中立な立場から相談対応を行い、また、法や解決事案に関する知識や、当事者間を調整する能力、連携・協力すべき関係機関に関する知識、障害特性に関する知識などを習得できるよう、その育成に取り組むこと。

3 「環境の整備」に関すること

意見や要望
「環境の整備」と「合理的配慮」の混同を防ぐために、 <u>可能な限り「環境の整備」についての定義を行い、努力義務規定を整備する</u> という解釈でよろしいか。
担当課検討内容
「環境の整備」につきましては、基本方針の記載内容を踏まえ、できる限り具体的に定義したいと考えております。また、 <u>法に合わせ条例においても、「環境の整備」については、市も事業者も努力義務と規定することを予定しております。</u> また、事業者等への周知啓発を行う際には、「環境の整備」と「合理的配慮」の違いについて、正確に認識できるよう配慮し、取り組んでまいります。
協議会からの答申（案）
「環境の整備」に関する定義については、できる限り具体的な事例を取り入れ規定すること。また、事業者等へ周知を行う際は、「環境の整備」と「合理的配慮」の違いについて理解促進を図るよう留意すること。

4 「障害者情報アクセシビリティ等」に関すること

意見や要望
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の基本理念において、 <u>「同一時点で同一の情報の取得」とあるが、マイナンバーカードの活用などで、将来的には可能となるのか。</u>
担当課検討内容
現在、マイナンバーを活用した情報取得としては、携帯アプリのマイナポータルの利用などがありますが、マイナンバーカードを所持している方と所持していない方の中で情報の取得において差がある状況です。 <u>情報アクセシビリティの向上のためには、更なるICTの進化が重要な課題の一つである</u> と考えます。
協議会からの答申（案）
合理的配慮の一つである、障害のある人の情報取得、利用、意思疎通といった情報保障に係る取り組みを推進するにあたっては、今後、ICTの活用や進化（例えば、マイナンバーの活用など）が重要な課題となることに留意すること。